

## 環境調査・検査業務技術認定の概要

### 1.目的

本技術認定は、大阪府が発注する環境調査・検査業務の適正な履行を確保するため、当研究所がこれらの業務を受託しようとする分析機関の技術的適性を認定するものです。

### 2.認定区分

認定区分は以下のとおりです。

- (1)水質（金属類）
- (2)水質（窒素化合物）
- (3)水質（りん化合物）
- (4)水質（揮発性有機化合物）
- (5)水質（その他）

※ 区分 5.水質（その他）は化学的酸素要求量(COD)で実施します。

### 3.判定方法

大阪府が発注する環境調査や検査業務の受注を希望する分析機関に同一試料を配付し、提出された分析結果と分析手順等の内容を確認し、分析結果の信頼性を統計的、総合的に判定します。

### 4.認定証の有効期間

認定機関には認定証を発行します。有効期間は、発行日から1年間です。

### 5.日程

技術的適性の認定は以下の日程で行います。

- ・平成25年11月5日～平成25年11月20日：参加申請の受付
- ・平成25年11月27日：説明会・共通試料を配付
- ・平成25年11月27日～平成25年12月13日：参加機関から分析結果報告書等を提出
- ・平成26年2月上旬：認定証を発行

### 6.大阪府が発注する環境調査・検査業務の種類と認定が必要な区分

平成26年度に大阪府が入札を予定している環境調査・検査業務のうち認定が必要な業務の種類と、それぞれの業務で必要な認定区分は以下のとおりです。

環境調査・検査業務の種類	必要な認定区分
水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく 公共用水域の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「3 水質（りん化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」 「5 水質（その他）」
水質汚濁防止法に基づく工場排水等の 分析業務	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 に基づく廃棄物等の分析業務	
水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく 地下水の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」
その他	業務毎に定める